健康支援センター

健康支援センターでは、皆さんの健康管理と健康増進をはかるために、各種活動を行っています。健康診断に加え、学内での応急処置、健康相談、近隣の病院紹介なども行なっています。体重測定・血圧測定など、気軽に利用してください。

利用案内

利用時間	平日9：00～17：00
場所	３号館（本館）１階
スタッフ	センター長、センター次長、カウンセラー、ソーシャルワーカー 看護職員、事務職員
学校医	医療法人 エム・ピー・エヌ　武田病院　武田晴郎 先生 〒712－8001 倉敷市連島町西之浦352－1 TEL　086－446－4141

3号(本館)1階

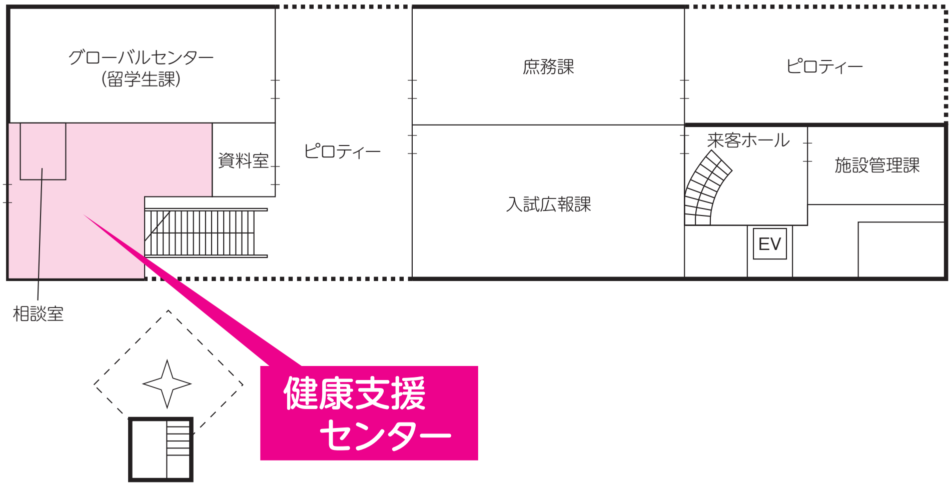

学内での傷病者のために、救急処置用品、ベッド、担架、車椅子等を用意しています。ＡＥＤ（自動体外式除細動器）は2号（1階)、3号（庶務課入口)、8号（体育館）に設置しています。救急処置は行いますが、治療はできません。

学生相談の利用について

学業、課外活動、将来の職業や進路、性格、対人関係、心身の健康など、自分のことや家族のことでも、どんなことでも相談できます。
相談は無料で、秘密は守られますので、安心して相談してください。

利用方法

健康支援センターにて、あらかじめ日時を予約してください。
電話（086－440－1003）での申込みも受け付けています。
予約時間を守り、キャンセルの場合は連絡してください。

カウンセラーの来学日時　（予約状況により変更があります）

毎週火・水・木・金曜日　10：00～16：00

ソーシャルワーカーの来学日時　（予約状況により変更があります）

毎週月曜日　10：00～16：00

健康診断

健康診断は必ず受診しましょう

学生定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、毎年春に実施しています。定期健康診断は、病気の早期発見・早期治療、または個人の健康の維持・増進を図り、よりよい学生生活を送ることを目的としています。

何らかの事情で大学で受診できなかった場合は、早めに健康支援センターへ連絡してください。

大学で健康診断が受診できていない学生は、6月30日までに医療機関を受診し（自己負担）、その結果を提出してください。また、持病のある学生は入学後、診断書（コピー可）を健康支援センターへ提出していただく場合がありますので、ご相談ください。

健康診断証明書

就職活動、進学、奨学金手続き等に健康診断証明書が必要な場合、定期健康診断の結果に基づいて発行します。3号（本館）2階の証明書自動発行機にて発行していますが、下記の場合には健康支援センターまで問い合わせをしてください。

・ＩＣチップ付き学生証がない場合
・証明書自動発行機の画面で健康診断証明書の項目が選択できない場合
（例：治療中の疾患がある、検査項目その他に問題がある場合など）

※通常、5月下旬より健康診断証明書発行が可能です。
※健康診断証明書は受診年度内のみ発行します。前年度のものは発行できません。
※健康支援センターにて手続きをされる場合は、証明書発行までに2日程度頂く場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。
※来学して申込することが困難な場合は、郵送により申込をしてください。

＊郵便での申込
手続き方法　次の4点（または5点）を封書にてご送付ください。

1. 学生証のコピー（本人確認のため）
2. 証明書交付申請書（様式不問）
   任意の用紙に、以下の事項を明記してください。
   1）学生番号・氏名・連絡先電話番号
   2）必要な通数
   3）証明書の返送先住所
3. 発行手数料の送付　※発行手数料は、1通につき200円です。
   1）郵便定額小為替（郵便局にあります）
   ※郵便定額小為替は無記入でお送りください。
   2）現金送付の場合は、現金書留封筒を使用してください。
4. 返信用の切手
   証明書の通数により金額が異なりますので、健康支援センターへ問い合わせください。
   ※提出先への直接郵送はいたしませんので、ご了承ください。

上記内容にてご不明な点は、健康支援センターへ問い合わせください。

＊宛先および問い合わせ先
〒712－8505　岡山県倉敷市連島町西之浦2640
倉敷芸術科学大学　健康支援センター
TEL：086－440－1003（健康支援センター　直通）

事故発生時の
救急連絡体制

事故発生時の救急連絡体制

平日　9:00～17:00

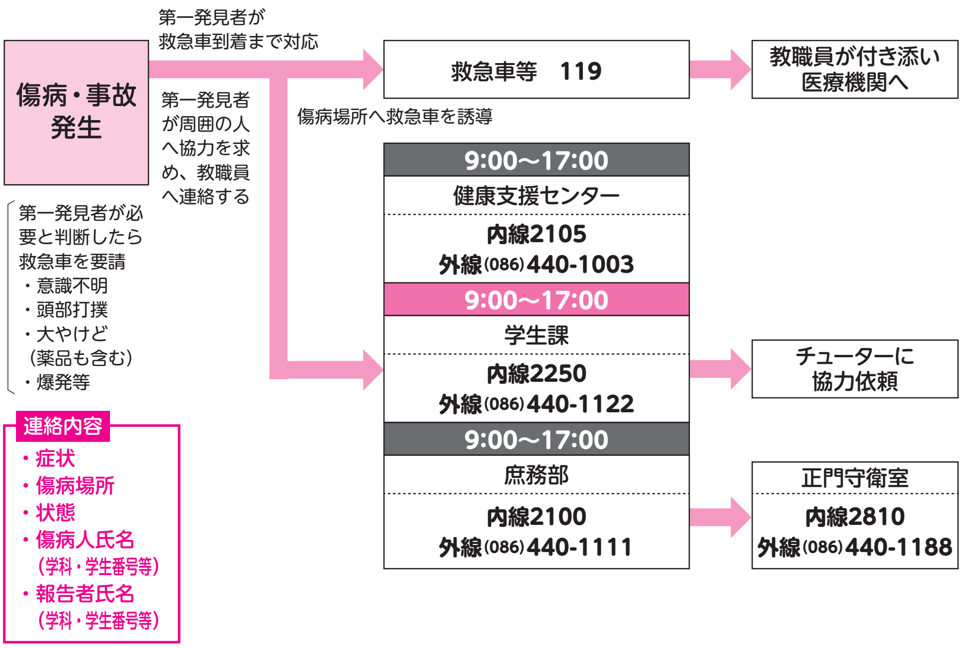

休日および上記以外

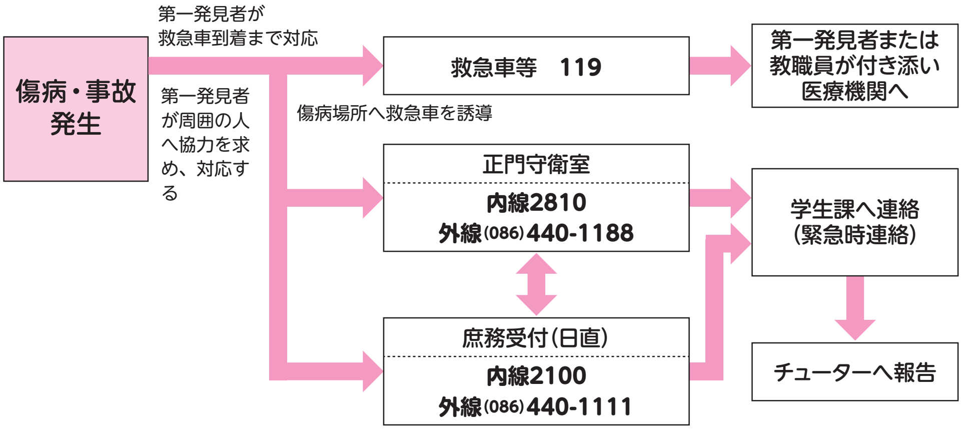

救急車はこんな時呼びます

①救急車はこんな時呼びます

体育実習中、クラブ活動中､実験実習中等の事故、火事や地震等で負傷者が出たとき
ガス中毒、大やけど、大出血のとき。

以下のような急病のとき

・呼吸や脈が止まっていたり、不規則で弱く状態が悪いとき。
・意識がなかったり、ケイレンをおこしていて、なかなか治まらないとき。
・頭痛、腹痛､胸痛などが特に強そうなとき。
・見るからに息苦しそうなとき。
・全身状態が悪いなど明らかに重症と判断されるとき。

②救急車要請

☎「119」　救急車をお願いします
倉敷市連島町西之浦2640番地
倉敷芸術科学大学○号○階です

いつ ⇒ だれが ⇒ どこで ⇒ どうなった

③同時に庶務課（440－1111）へ連絡（「事故発生時の救急連絡体制」参照）

救急車を要請しました。場所は○号○階です
救急車のサイレンが聞こえたら誘導に出る

④現場に到着した救急隊員に次のようなことを連絡する。

救急隊員が到着するまでの容体の変化
傷病者のために行った応急手当の内容
持病があればその病名・かかりつけの病院及び主治医名

⑤必ず病院まで誰か同行する。

同行者は大学へ様子がわかり次第連絡する。

救急医療機関

救急医療機関を受診する際は、

⑴　なるべく身近な医療機関を、通常の診療時間内に受診してください。

⑵　休日や夜間においては、「在宅当番医」や「休日夜間急患センター」をご利用ください。

◆在宅当番医…主に休日の昼間において、地域の診療所の医師が当番で診療にあたります。

◆休日夜間急患センター…岡山市、倉敷市、新見市には休日・夜間等の診療を行う急患センターが設置されています。

※詳しくは各市町村の広報誌や、『おかやま医療情報ネット』をご覧ください。
　おかやま医療情報ネット　https://www.qq.pref.okayama.jp/

応急手当

傷病の状態を悪化させないための手当で、必要に応じて医師の手当を受けさせたり、病院へ送り届けるまでの一時的な手当をいいます。

こんな時、まず自分たちでできることは？

やけど

早く水道水で冷やすのが原則。

熱傷を受けた部分に痛みと熱さを感じなくなるまで、じゅうぶんに冷やす。（ふつうは10～15分）その後滅菌ガーゼで覆い医療機関へ。

水疱はつぶすと感染を起こしやすくなるので、つぶさないようにする。化膿するおそれがあるので、やけどした部分にみそやアロエなど塗らない。

薬品によるやけどの場合は、からだに付着した薬品を流水でよく洗い落としてから医療機関へ。

打撲、捻挫、脱臼、骨折

悪化を防ぎ腫れや内出血を抑えるためには安静にして医療機関を受診する。

・負傷部位を動かさないようにする
・冷やす
・高く挙げる

擦り傷、切り傷

切り傷を水道水で洗って傷の様子をみる。出血があれば止血する。

減菌ガーゼ等で傷口を覆う。

時間を追うごとに痛みが強くなったり傷の状態がひどくなるときは早めに医療機関へ。

虫さされ

蜂、毒蛾、毛虫、ムカデ等に刺されたら毒針や毒毛が皮膚に残っていることがあるので、毛抜きでとり毒を吸い出す。

傷口を水道水で洗い流し､抗ヒスタミン軟膏（かゆみ止め）などを塗ってうえから冷やす。

呼吸や脈、意識障害などの全身状態の悪いときは医療機関へ。

熱中症

高温多湿の日や暑い場所での作業や運動などで意識状態が悪化したときは、日陰の風通しのよい場所に運んで身体を締め付けているベルトなどをゆるめ、上着を脱がせて寝かせる。

できれば冷たい水に濡らしたタオルなどで全身を冷やす。

意識があり可能であれば少しづつ水を与える。

以上の処置をしても体温が高く意識状態が悪化したりけいれんを起こした場合は直ちに救急車を呼び医療機関へ。

最小限、備えておきたい薬と衛生用品

体温計　ピンセット　はさみ　滅菌ガーゼ
絆創膏　三角巾
消毒薬（マキロンなど）　ガーゼ付き絆創膏
かゆみ止め　湿布薬　包帯

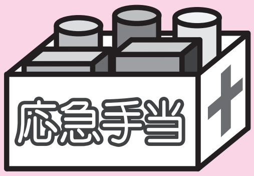

なお、内服薬として風邪薬、鎮痛剤、胃腸薬等あるとよいと思いますが、副作用などの危険をともないますので服用の際は十分注意してください。

学校感染症

本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患（りかん）した場合、学校保健安全法施行規則第19条に基づき「出席停止」となります。

出席停止の対象となる感染症について

学校感染症の種類と出席停止期間の基準については、大学ポータル「出席停止の対象となる感染症について」を確認してください。
「出席停止の対象となる感染症について」のファイルは、大学ポータル>キャビネット>学校感染症の中にあります。

感染症に罹患した時の対応

1．感染症に罹患した場合は、
「感染症対応手順（学生用）」に従って、報告してください。
「感染症対応手順（学生用）」ファイルは、大学ポータル>キャビネット>学校感染症の中にあります。

2．手続きが必要な方は、通学時、必要な書類を健康支援センターへ持参してください。

3．「自己都合によらない授業欠席の手続き」を教務課で行ってください。

※出席停止となった場合の取り扱い
感染症の事由により欠席する場合は、「自己都合によらない授業欠席」として取り扱います。
手続きに関することは、「履修ガイド」（年度始めに配布）にて確認してください。

感染予防

・十分な睡眠とバランスのとれた食事を心掛け、体調管理をしましょう。
・外出後は、手洗い・うがいを励行してください。
・咳エチケット（咳が出ているときはマスク着用）を守りましょう。
・咳が続くときや体調不良、発熱（37.5度以上）、下痢などがあるときは、早めの医療機関受診を検討しましょう。
・大学生活において、予防が必要な感染症があります。この機会に、母子健康手帳で接種歴を確認し、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の予防接種が推奨されている感染症については、必要であれば予防接種を受けましょう。

知っておきたい感染症

大学生に役立つ感染症の情報が「感染症HAND BOOK 2025」掲載されています。
新型コロナウイルス感染症、性感染症、予防接種の情報など、ぜひ一度ご覧ください。
国立大学保健管理施設協議会「感染症HAND BOOK 2025」
https://jnuha.org/06_files/idcl2025_jpn.pdf

飲酒について

大学生になると、飲酒の場に参加する機会がありますが、大学生の飲酒事故が発生しており、中には死亡者も出ています。

飲酒に関して以下のことに注意をしてください。

【20歳未満の飲酒は法律で禁止】

20歳未満は法律により飲酒が禁止されています。大学生であっても20歳になるまで飲酒をしてはいけません。飲酒を勧められた場合は、きっぱりと断りましょう。

【飲酒を強要しない】

無理に酒を飲ませる、コールをかけてイッキ飲みをさせる等の飲酒の強要はしないでください。

急性アルコール中毒は、「イッキ飲み」のように大量のアルコールを短時間に飲むとおこり、ひどい場合は死に至る危険性があります。

飲酒の強要により重大事故等を引き起こした場合は、学生としての身分に影響を及ぼしかねないだけでなく、刑事的責任や民事的責任が発生するケースもあります。

【急性アルコール中毒】

急性アルコール中毒の症状は、吐き気、嘔吐、めまい、動悸、血圧低下、意識障害です。体を動かしたり、つねったりしても反応がなければ危険な状態です。応急措置とともに、ためらわずに救急車（119番）を呼んでください。

タバコと健康

本学は、二輪車駐輪場付近の喫煙所1か所を除いて禁煙です。大学構内や大学周辺での喫煙はできません。2018年に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと強化されています。喫煙習慣のある人は、ぜひ禁煙にチャレンジしてみましょう。

食中毒について

食中毒とは、食べ物等に含まれた細菌やウイルスなどによって腹痛、嘔吐、下痢、発熱を引き起こす病気の総称です。

細菌性食中毒を予防するためには「細菌をつけない（清潔、洗浄）」「細菌を増やさない（迅速、冷却）」「細菌をやっつける（加熱、殺菌）」です。

食中毒が疑われる場合には安静にし、脱水症にならないようしっかりと水分を補給しましょう。症状が改善されない場合には、早めに医療機関を受診しましょう。

（参考資料）厚生労働省「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」
https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/point0709.pdf
日本食品衛生協会「手洗いマニュアル」
https://www.n-shokuei.jp/eisei/sfs_tearai.html

薬物の危険性について

近年、若者による大麻・麻薬・覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物乱用や不法所持などによる逮捕が問題となっています。

これらの薬物は、たった1回の使用のつもりがいつの間にか中毒になり、肉体や精神の破壊を引き起こします。

薬物を所持・使用することは犯罪で、社会的にも大きな制裁を受けます。

充実した学生生活を送るためにも、心身ともに健康な状態を維持するためにも、大麻・麻薬・覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物に手を伸ばしたり、勧誘に乗ったりしないようにしましょう。

（参考資料）厚生労働省「麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動パンフレット」
https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001307387.pdf